

## 製品の表示に関する法律について

### 1. 飲食品

#### (1) 食品衛生法

##### ① 目的及び表示対象

- 目的：飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止
- 対象：医薬品及び医薬部外品を除くすべての飲食物

##### ② 表示内容

名称、使用添加物、保存方法、消費期限・保存期限、製造者氏名・所在、DNA 技術応用作物表示、有機食品表示、アレルギー表示

##### ③ 違反に対する措置

- 罰則

#### (2) 健康増進法

##### ① 目的及び表示対象

- 目的：国民の健康の増進の総合的な推進
- 対象：栄養表示を行う食品、特別用途食品（乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等）。表示は任意

##### ② 表示内容

栄養表示を行う食品については、栄養成分、熱量、表示単位、効果等  
特別用途食品については、商品名、原材料、許可理由・内容・証票・取得方法等、内容量、製造者名・住所、成分分析表、熱量

##### ③ 違反に対する措置

- 栄養表示基準に従わない場合：勧告
- 誇大表示の場合：勧告→命令→罰則

#### (3) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）

##### ① 目的及び表示対象

- 目的：適正な品質表示による一般消費者の選択の適正化
- 対象：生鮮食品、加工飲食品

## ② 表示内容

生鮮食品については、名称、原産地

加工飲食品については、名称、原材料名、内容量、保存方法、賞味期限、製造者・販売者の氏名・住所、産地（原産地表示は魚介類・野菜等を使用した 24 品目）

## ③ 違反に対する措置

- 指示→命令→罰則

## 2. 医薬品等

### （1）薬事法

#### ① 目的及び表示対象

- 目的：品質・有効性の確保及び安全性の確保
- 対象：医薬品及び医薬部外品

#### ② 表示内容

名称、製造業者名・住所、内容量、使用期限等

- 毒薬・劇薬の表示義務
- 誇大広告の禁止

#### ③ 違反に対する措置

- 罰則

### （2）毒物及び劇物取締法

#### ① 目的及び表示対象

- 目的：保健衛生の確保
- 対象：毒物・劇物（シアン化合物・砒素・水銀、塩酸・硫酸・硝酸、モノフルオール酢酸等）

#### ② 表示内容

毒物・劇物の名称、成分、含有量、正味重量、使用上の注意、「医薬用外」「毒物・劇物」表示

#### ③ 違反に対する措置

- 罰則

### (3) 農薬取締法

#### ① 目的及び表示対象

- 目的：農薬の品質の適正化、安全かつ適正な使用の確保
- 対象：殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤

#### ② 表示内容

登録番号、公定規格表示、農薬の種類・名称、有効成分、含有量、内容量、製造所の名称・住所、使用上の注意等

#### ③ 違反に対する措置

- 監督処分→罰則

### (4) 肥料取締法

#### ① 目的及び表示対象

- 目的：肥料の品質等を保全、公正な取引と安全な施用の確保
- 対象：特殊肥料（米ぬか、たい肥、動物の排せつ物）、普通肥料（特殊肥料以外のもの）

#### ② 表示内容

生産業者保証票・輸入業者保証票（種類・名称、生産・輸入業者の氏名名称・住所、生産年月日、保証書の表示等）

特殊肥料については、主要な成分の含有量、原料等

その他の肥料については、肥料の施用上、保管上の注意、原料の使用割合他、品質・効果を明確にするため必要な事項の表示命令が可能

#### ③ 違反に対する措置

- 監督処分→罰則

## 3. 鉱工業製品等

### (1) 工業標準化法（JIS法）

#### ① 目的及び表示対象

- 目的：鉱工業品の品質改善、生産能率の増進、生産の合理化、取引の単純公正化、使用・消費の合理化
- 対象：鉱工業品（医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸、JAS法の農林物資を除く）

#### ② 表示内容

日本工業規格への適合の表示が可能

### ③ 違反に対する措置

- 表示の除去命令等→罰則

## (2) 家庭用品品質表示法

### ① 目的及び表示対象

- 目的：家庭用品の品質に関する表示の適正化、一般消費者の利益の保護
- 対象：品質表示の必要な家庭用品（繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち消費者がその購入に際し品質を識別することが困難で、特に品質を識別する必要性の高いもの）

### ② 表示内容

繊維製品については、表示者等の氏名・名称、住所、組成繊維の名称・混用率、洗い方・塩素漂白の可否等、撥水表示等

合成樹脂加工品については、表示者等の氏名・名称、住所、品目ごとに原料の種類、耐熱温度、容量、取扱注意等

電気機械器具については、表示者等の氏名・名称、住所、品目ごとに種類、外形寸法、消費電力量等

雑貨工業品については、表示者等の氏名・名称、住所、品名、容量、取扱注意等

### ③ 違反に対する措置

- 指示→公表
- 命令（特に必要がある場合）→罰則

## (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

### ① 目的及び表示対象

- 目的：エネルギーの使用の合理化の推進
- 対象：特定機器（乗用自動車、貨物自動車、エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ジャー炊飯器、電子レンジ、蛍光灯のみを主光源とする照明器具、電気便座、テレビジョン受信機、ビデオテープレコーダー、DVDレコーダー、電子計算機、磁気ディスク装置、複写機、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水器、石油温水機器、自動販売機、変圧器の21品目）

### ② 表示内容

特定機器のエネルギー消費効率、消費電力等、省エネラベリング

### ③ 違反に対する措置

- 勧告→（勧告に従わなかった場合）公示→措置命令

#### **(4) 資源の有効な利用の促進に関する法律**

##### **① 目的及び表示対象**

- 目的：資源の有効な利用の確保、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全
- 対象：指定表示製品（塩化ビニル製建設資材、スチール製缶、アルミニウム製缶、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小型二次電池）

##### **② 表示内容**

材質、成分その他の分別回収に関し表示すべき事項

##### **③ 違反に対する措置**

- 勧告→（勧告に従わなかった場合）公示→措置命令

### **4. 表示に関する基本的な法律**

#### **(1) 計量法**

##### **① 目的**

- 適正な計量の実施を確保

##### **② 特定商品の計量**

「政令で定める商品（特定商品）の販売の事業を行う者は、特定商品とその特定物象量（特定商品ごとの物象の状態の量）を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差（量目公差）を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない」こととされている

##### **③ 違反に対する措置**

- 勧告（公表）→命令→罰則

#### **(2) 不当景品類及び不当表示防止法**

##### **① 目的及び定義**

- 目的：商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引の防止
- 定義：「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であって、公正取引委員会が指定するもの

##### **② 表示に係る禁止事項**

- 商品・サービスの内容について、実際のものまたは競争事業者に係るものよりも著しく優良であるかのように消費者に誤解を与える表示（優良誤認表示）

- 商品・サービスの購入条件について、実際のものまたは競争事業者に係るものよりも著しく有利であるかのように消費者に誤解を与える表示(有利誤認表示)
- その他消費者が誤認しやすいため特に公正取引委員会が不当表示に当たるとして指定した表示

③ 違反に対する措置

- 排除命令→確定審決→罰則